

第4回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和7年8月6日（水）午後2時00分
宮城県婦人会3階第1研修室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員、柳井委員

労働者代表

阿部委員、泉委員、大宮委員

使用者代表

飯野委員、高橋委員、桃井委員

補佐 ただいまから、令和7年度第4回宮城地方最低賃金審議会宮城県最低賃金専門部会を開催いたします。本日の専門部会は公開となっております。

また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

委員の方々の出席状況をご報告させていただきます。

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

以上9名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることを報告します。

補佐

それでは議事に入りますので、議事の進行は部会長にお願いいたします。

部会長

議題（１）「宮城県最低賃金の改正に係る審議」に入ります。

第3回の専門部会で柳井委員からご依頼のありました資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

指 導 官 それではご説明させていただきます。お配りしております資料のうち1－1と表記されている資料、インデックスが付いている資料をご覧ください。こちらを順番にご覧いただきたいと思います。まず、お付けしている表につきまして、三つ表がございますが、右上の表をご覧ください。仙台市と全国の消費者物価指数のうち持ち家の帰属家賃を除く総合の前年10月から今年6月までの9か月の前年同期比を事務局でその平均値を含めて算出させていただいております。

加えまして、柳井委員から昨年度との比較ができるようにとの要望がございましたので、昨年度も同様の数値を表にまとめました。この表が左上の表になります。こちらが令和5年月から10月から令和6年6月までの各月及び平均値の表でございます。また、併せて目安の答申の中で考慮されている消費者物価指数のうち食料につきましても同様の数値をそれぞれの表にまとめました。

続きまして、令和7年度の仙台市の食料の消費者物価指数の上昇率でございます。右上の表をご覧ください。こちら6.2となっており、全国と比べてやや低い傾向がありますが、左上の表の令和6年度では、全国よりも大幅に高い傾向にありました。

これらの状況を踏まえますと、消費者物価指数を2年前の同期と比較する必要があると思われたので、その表が一番右下の表となっております。こちらがそれぞれの月につきましてその2年前の月と比較した表となっております。これをみると2年前との比較では、仙台市の食料の消費者物価指数は、全国の食料の消費者物価指数の上昇率を1.0ポイント上回る13.3%となっております。以上です。

部 会 長 ただいまの事務局の説明に関しましてなにかご質問等がございますか。

委 員 （特になし）

部 会 長 よろしいでしょうか。ないようですので、第3回の専門部会の金額審議の状況を確認いたします。

労働者側は、連合のリビングウェッジ 1,160 円と宮城県最低賃金 973 円の差 187 円を3年間で解消することと、令和6年度の最低賃金改定前の東北地方の最低賃金の最低額と宮城県との差30円が令和6年度の最低賃金の改定により、その差が22 円に縮小したこ

とを踏まえ、この縮小分8円を上乗せしたものと、宮城県最低賃金額を71円引上げ、1,044円とするとの見解でした。

一方、使用者側は、当初の提示額から歩み寄りがありまして、日本商工会議所が2025年6月4日に公表した「中小企業の賃金改定に関する調査」の正社員の賃上げ率4.03%が労働組合がない企業のデータを含むものであるとの認識の下、宮城県最低賃金額を4.03%、39円引上げ、1,012円とするとの見解でした。

部会長 ただいま私の方からお話しさせていただいた点につきまして、労働者側、使用者側から何か補足等ございましたら、お願いしたいと思います。労働者側何かございますか。
 よろしいでしょうか。
 使用者側はよろしいでしょうか。

部会長 それでは、今の段階で具体的金額の変更等について、何かあればお伺いしていきたいと考えておりますがいかがでございますか。

飯野委員 使用者側でこれから具体的な金額を検討するのですが、お分かりになりましたらお伺いしたい件がございます。中央の政労使会議の中で、石破総理が目安額を超えて結審した都道府県に対して補助金を出すというようなことをおっしゃったと新聞の報道等であったのですが、この扱いが今どうなっているのかというのを、教えていただければと思います。

基準部長 今年6月13日に閣議決定されました。経済財政運営の改革の基本方針2025と新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画2025年改訂版の中でも、先ほど飯野委員がおっしゃった政府補助金による重点的な支援を行って、交付金などを活用した都道府県の実施を十分後押しすることによって最低賃金の引上げに対応する中小企業、小規模事業所を後押しするというようなことが書かれております。

 その中で中小企業、小規模事業者の賃金向上推進5か年計画に基づく対策についても言及されております。

 目安にプラスαの金額とした場合の補助というような話もこの中に記載がございますけれども、この計画や支援の内容につきましては日本政府の内閣官房新しい資本主義事務局のほうで担当していて、

とりまとめているということでございます。

ただ具体的な内容についてはまだ出ていないということで、承知していないのですが、昨今の報道に触れますと、そういったところにしっかり支援をしていくという発言も閣僚から出ていますので、今後何らかの形で示されるのではないかと考えております。

いずれにしてもこの審議会の役割としては県内の数値に基づく議論をまずはしっかり行うということだと思いますので、引き続きご議論のほうをお願いします。

部 会 長 よろしいでしょうか。

飯野委員 はい。

阿部委員 今飯野委員からのご質問に関して、労働者側で受け止めというか共有している部分を皆様と共有できればと思います。

今、事務局からご説明があったとおり、まだ制度設計がないので、労働者側、連合としてどうのこうのではないのですけれども、企業への支援とは違って、地質の地域を言った際に上げたところだけ補助するという考え自体がそもそもどうなんだという労働者側の基本的な考えがあります。

連合としても政労使協議会の要請として、政府方針で全国平均1,500 円という早期の目標を掲げているのであればやったところだけでなく、できなかったところを含めてやるべきじゃないかというのが労働者側の認識というか、そういう部分を共有できればと思います。以上です。

部 会 長 ほかにはよろしいでしょうか。それではここで一旦休会とします。

～ 休 会 ～

部 会 長 再開いたします。最初に労働者側から改めて金額提示等がございましたらお願いいたします。

阿部委員 労働者側としてこの間、再度検討させていただきました。本来なら歩み寄りできる余地はないのですが、これまでの基本的主張、また、使用者側との議論等々、これまでの審議結果を踏まえ

まして、議論をさらに進める観点から再度金額については検討いたしました。

まず前提として、宮城県の最低賃金 973 円ですけれども最賃法の趣旨からしても不十分でございまして、早期にリビングウェッジ 1,160 円への到達が必要という認識は変わらないといたしまして、最低水準と併せまして昨今の物価上昇、地域間格差、人口流出の観点からも一定の水準の引上げが必要であると認識しております。これらを踏まえ、今回は 71 円と提示してございましたが、金額といたしましては更なる歩み寄りといたしまして、68 円の引上げ、1,041 円ということで提示をしたいと思っております。

こちらにつきましては、前回提示をしておりますリビングウェッジとの格差 187 円の 3 か年の解消の 63 円、これは変わってございません。これに上乗せをする形としまして、昨年度の審議の結果、東北 6 県の引上げ額の平均が 55 円となっております、宮城県の引上げ額が 50 円でしたので、その平均 55 円と宮城の引上げ額 50 円、この額差である 5 円、これを上乗せしたものとなっております。

繰り返しになりますけれども、景気が回復基調にある中にありまして、昨今の急激な物価上昇、これはとりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活に甚大な影響を及ぼしている。そのことから最低賃金近傍で働く方々の生活実態がいかに過酷か。今日、追加の消費者物価の資料がありましたけれども、食料品ですとか頻繁に購入するものですとか生活必需品を含む消費者物価の上昇も鑑みる必要があると思っております。

また、人材不足の問題も深刻化しておりまして、企業では大幅な初任給の改定が進む中、地域間格差によって若者を中心とした人材流出、これがますます懸念されておりまして、このままでは地方の中小零差企業の事業継続、発展の厳しさに拍車をかける一因になっていると思っております。

部 会 長 ただ今、労働者側から更なる歩み寄りといたしまして、68 円、1,041 円ということで提示がございました。続きまして使用者側から金額等ご提示がございましたらお願いいたします。

飯野委員 まずは歩み寄りということでありがとうございます。その上で、使用者側としては再度検討いたしまして、こういったかたちで数字

を近づけられるか検討してまいりました。

そこで、厚生労働省で公表しております毎月勤労統計調査というのがあるのですが、これで実質賃金という数字を出しております。この中でいわゆる基本給に近い「きまって支給する給与」というのがあるのですが、単月でみると数字の振れ幅がありましたので、去年1年間、令和6年の平均が大体実質賃金でマイナス1.2%というのがありました。昨日お示した日本商工会議所の賃上げ4.0%ちょっとという数字があったかと思いますが、その数字にこの物価上昇による実質賃金の目減り分を上乗せすると、理屈上は賃上げと物価上昇の目減り分を解消するという理屈になりますので、こういった考えの下でプラス51円、1,015円ということで提案をさせていただきたいと思います。

プラス51となりますと昨年がプラス50円ということでしたので、すでに昨年の引上げ額である50円を超えているということで、おそらく多くの中小零細企業の皆さんに大きな影響を及ぼすであろうという、そういう覚悟のうえでの提案ということでぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから、昨年はあまり議論にならなかったのですが、数字が固まってから1か月程度で最低賃金を改定するとなりますと影響率でいうとおそらく20数%ぐらい出てくるのだと思いますが、なかなかこれだけ多くの影響が出るとなると、発効日、発効の時期について柔軟に検討できないかと考えております。

もちろん労働者側の1日でも早い発効というのは十分理解しますが、多くの中小零細企業にとっては1か月の間に例えば賃金体系を改正する作業ですとか、期の途中、月の途中からということになりますと、かなり複雑な賃金計算が必要になりますでしょうし、組合があるところでは労使協議、ないところでも過半数代表者との協議、それを踏まえた賃金規程を含む就業規則の改定とか様々な段取りが入ってまいります。

そういうことを含めると、一定の配慮があった方が良いのではないかと考えておまして、例えば11月1日からとかですね、こういった点もぜひご検討いただけないかと思っております。

部 会 長 使用者側の方がプラスの51円、1,024円で歩み寄りがございました。発効日についても影響率が高いことから検討をお願いできないかというお話があったところです。ただ今のご見解につきまして

ご意見ご質問は今現在でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

また、今の段階で、金額の隔たりがございますので、一旦休会とさせていただきたいと思います。休会の間にまた打合せの方、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部 会 長 それでは審議の方を再開します。まず、労働者側から金額の提示などがございましたらお願いします。

阿部委員 現段階においては、再度ご提示できる金額はございません。

部 会 長 確認させてください。現状では 68 円のプラス、1,041 円ということではよろしいでしょうか。

阿部委員 はい。

部 会 長 続きまして使用者側のご意見をお聞きします。よろしくをお願いします。

飯野委員 使用者側もいろいろいただいた数字等も含めて検討したのですが、大変恐縮ですが改めての数字の提案はできませんので持ち帰って検討させていただきたいと思います。

部 会 長 確認させてください。プラスの 51 円、1,024 円ということではよろしいでしょうか。

飯野委員 はい

部 会 長 ただ今までの審議では、労働者側が 68 円プラスの 1,041 円、使

用者側が51 円プラスの 1,024 円ということで、合意には至っておりません。本日の審議ではこれ以上の進展は難しいと考えられますので、一旦お持ち帰りいただきまして再度ご検討ください。

基本的には労使それぞれのお立場はあるでしょうが、当専門部会は、それぞれの歩み寄りにより妥当な結論を出すということが使命でございますので、再度ご検討をいただき、次回の審議に臨んでいただくようお願い申し上げます。

部 会 長 その他、事務局から何か連絡事項等がありますか。

補 佐 事務局としましては、第 5 回を8月 8 日（金）午前 10 時から、第4合同庁舎2階共用会議室での開催を予定しております。

部 会 長 事務局から説明のあったとおり、次回、第5回専門部会を
8月8日（金）10 時から第4合同庁舎2階共用会議室で開催いたします。

以上で、本日の審議を終了します。

（閉 会）